

○茂原市空家等の適切な管理に関する条例

平成31年3月19日

茂原市条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、空家等の適切な管理に関し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、市民の生活環境の保全を図り、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(所有者等の責務)

第3条 所有者等は、その所有し、又は管理する空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、かつ、特定空家等にならないよう、自らの責任において適切な管理に努めるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、空家等が特定空家等とならないよう、所有者等による空家等の適切な管理の促進、空家等の活用の促進その他の空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、空家等に関する施策を実施するために必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(情報提供)

第5条 市民等（市の区域内に居住し、滞在し、通勤し、又は通学する者をいう。）は、適切に管理されていない空家等があると認めるときは、市にその情報を提供することができる。

2 市長は、前項の規定により情報の提供を受けたときは、当該情報の提供を受けた空家等に関し、台帳を作成するものとする。

(協議会)

第6条 法第7条第1項の空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項のほか、特定空家等に対する措置等について審議等を行うため、茂原市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、10人以内の委員をもって組織する。

3 委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係行政機関の職員

(3) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏えいしてはならない。その職を退いた後も、また

同様とする。

(緊急安全措置)

第7条 市長は、空家等の状態に起因して、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを回避するために緊急の必要があると認めるときは、これを回避するために必要な最小限度の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じるときは、当該空家等の所在地及び措置の内容を所有者等へ通知しなければならない。ただし、緊急かつやむを得ないと認められる場合又は所有者等を確知することができない場合はこの限りでない。

3 市長は、第1項の措置を講じたときは、所有者等から当該措置に要した費用を徴収することができる。

(民事による解決との関係)

第8条 この条例の規定は、適切な管理の行われていない空家等の所有者等と当該空家等が適切に管理されていないことにより被害を受けるおそれがある者との間で、民事による解決を図ることを妨げるものではない。

(関係機関との協議)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察その他の関係機関に対して、空家等に関する情報を提供し、必要な協力を求めることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年茂原市条例第36号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (令和5年12月15日茂原市条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。